

昭和四十二年建設省令第三十七号

下水道法施行規則

下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第五
条第二項、第九條第一項及び第三十一條並びに下
水道法施行令(昭和三十四年政令第四百七十七号)
第五條第三号、第十五條第六号及び第二十四條の
規定に基づき、下水道法施行規則を次のように定
める。

(流域別下水道整備総合計画の記載方法等)

第一条 下水道法(以下「法」という。)第二
条の二第一項に規定する流域別下水道整備総合計
画は、同条第二項(同条第十二項において準用
する場合を含む。)に規定する事項を別記様式
第一の計画書により明らかにしたものでなければ
ならない。

(流域別下水道整備総合計画の作成方法)

第一条の二 法第二条の二第二項(同条第十二
項において準用する場合を含む。)の規定による
流域別下水道整備総合計画の作成は、次に定め
るところにより行うものとする。
一 法第二条の二第三項第一号から第五号まで
に掲げる事項を勘案し、公共用水域の水質の
保全に資するための下水道の整備の適切な指
針となるよう、同条第二項第一号に掲げる事
項を定めること。

二 法第二条の二第三項第一号から第四号まで
に掲げる事項を勘案し、当該地域において削
減されるべき汚濁負荷量を科学的な方法を用
いて算出するとともに、そのうち下水道の整
備により削減されるべきものに基つき同条第
二項第二号に掲げる事項として計画処理人
口、計画下水量その他必要な事項を定めるこ
と。

三 法第二条の二第三項第一号に掲げる事項及
び下水道からの放流水に係る公共の水域又は
海域に定められた水質環境基準の確保の状況
その他の同項第五号に掲げる事項を勘案し、
同条第二項第二号に掲げる事項に対応して同
条第二項第三号に掲げる事項を定めること。

四 法第二条の二第三項第六号に掲げる事項を
勘案し、下水道の計画的かつ効率的な整備を
通じ、水質環境基準が定められた公共の水域
又は海域の環境上の条件を当該水質環境基準
に最も有効に達せしめるよう、同条第二項第
四号に掲げる事項を定めること。

五 法第二条の二第二項第二号の区域に係る下
水道の終末処理場から放流される下水の窒素

含有量又は燐含有量についての当該終末処理
場ごとの削減の状況その他の同条第三項第五
号に掲げる事項を勘案し、同条第二項第五号
に掲げる事項を定めること。
(他の地方公共団体の削減目標量の一部に相当
するものとして削減する旨の申出)

第一条の三 高度処理終末処理場を管理する地方
公共団体は、法第二条の二第四項の規定による
申出をしようとするときは、次に掲げる事項を
記載した申出書を都道府県知事に提出しなけれ
ばならない。

一 当該他の地方公共団体の名称
二 当該高度処理終末処理場及び当該他の地方
公共団体が管理する特定終末処理場の名称
三 当該申出に係る窒素含有量又は燐含有量及
びその削減方法
四 当該高度処理終末処理場の設置、改築、修
繕、維持その他の管理に要する費用の予定額
五 当該他の地方公共団体による費用の負担に
関する事項

前項の申出書には、次に掲げる書類を添付し
なければならない。
一 当該高度処理終末処理場及び当該他の地方
公共団体が管理する特定終末処理場に係る事
業計画の写し
二 当該他の地方公共団体が法第二条の二第四
項の規定による申出に同意する旨を記載した
文書

(流域別下水道整備総合計画の届出)

第二条 都府県は、法第二条の二第十項(同条第
十二項において準用する場合を含む。次項にお
いて同じ。)の規定により流域別下水道整備総
合計画を届け出ようとするときは、届出書に流
域別下水道整備総合計画を記載した書類(流域
別下水道整備総合計画の変更を届け出ようとする
ときは、その変更の内容を明らかにする書類)
並びに必要ならぬ下水道整備総合計画を明らか
にするために必要ならぬとして次に掲げる事項
(流域別下水道整備総合計画の変更を届け出よ
うとするときは、その変更に係るものに限る。)
を記載した書類及び予定処理区(流域別下水道
整備総合計画において、それぞれの終末処理場
により処理される下水を排除することができる
こととされている地域をいう。)を表示した図
面を添付し、これを国土交通大臣に提出しなけ
ればならない。

一 当該地域における地形、降水量、河川の流
量その他の自然的条件

二 当該地域における土地利用の見通し
三 当該公共の水域に係る水の利用の見通し
四 当該地域における汚水の量及び水質の見通
し並びにその推定の根拠
五 計画下水量及びその算出の根拠
六 放流水及び処理施設において処理すべき下
水の予定水質並びにその推定の根拠
七 下水の放流先の状況
八 下水道の整備に関する費用効果分析

九 関係都府県及び関係市町村の意見の概要
二 都府県は、法第二条の二第十項の規定により
同条第五項に規定する事項に記載された流域別
下水道整備総合計画を届け出ようとするとき
は、前項に定めるもののほか、次に掲げる書類
(流域別下水道整備総合計画の変更を届け出よ
うとするときは、その変更に係るものに限る。)
を添付しなければならない。

一 前条第一項の申出書の写し
二 前条第二項各号に掲げる書類の写し
(公共下水道に係る事業計画の届出)

第二条の二 都道府県である公共下水道管理者
は、法第四条第四項(同条第六項において準用
する場合を含む。)の規定により事業計画を届
け出ようとするときは、届出書に事業計画を記
載した書類(事業計画の変更を届け出ようとする
ときは、その変更の内容を明らかにする書類)
を添付し、これを国土交通大臣に提出しな
ければならない。
(主要な管渠等)

(下水道法施行令(以下「令」という。))

第三条 下水道法施行令(以下「令」という。)
第五条の二第一号及び第二号に規定する国土交
通省令で定める主要な管渠は、下水排除面積が
二十ヘクタール(その構造の大部分が開渠のも
の)にあつては、十ヘクタール)以上の管渠とす
る。

二 法第五条の二第一号に規定する国土交通省令
で定めるポンプ施設は、前項に規定する主要
な管渠を補完するポンプ施設とする。
(公共下水道に係る事業計画の記載方法等)

第四条 法第五条第一項に規定する事業計画は、
流域関連公共下水道以外の公共下水道に係るも
のにあつては別記様式第二の、流域関連公共下
水道に係るものにあつては別記様式第三の事業
計画書並びに次の各号に掲げる書類及び図面に
より明らかにしなければならない。
一 下水道計画一般図
二 法第五条第二項に規定する計画降雨に相当
する降雨による浸水被害の発生を防ぐべき区

域及び水深を示した図(第十八条第二号にお
いて「計画降雨浸水防止区域図」という。)

三 主要な管渠(前条に規定する主要な管渠を
いう。)の平面図及び縦断面図
四 処理施設及びポンプ施設の平面図、水位関
係図及び構造図
五 下水の放流先の状況を明らかにする図面
六 その他事業計画を明らかにするために必要
な書類及び図面
(計画放流水質)

第四条の二 令第五条の五第二項に規定する計画
放流水質は、次に定めるところにより、公共下
水道管理者又は流域下水道管理者が定めるもの
とする。
一 放流水の水量及び下水の放流先の河川その
他の公共の水域又は海域の水量又は水質を勘
案し、放流が許容される生物化学的酸素要求
量、窒素含有量又は燐含有量を科学的な方法
を用いて算出した数値(次の表の上欄に掲げ
る項目について算出した数値が、同表の下欄
に掲げる数値を超える場合にあつては、同欄
に掲げる数値)を計画放流水質として定める
こと。

項目	数値
生物化学的酸素要求量	一リットルにつき五日間に一五ミリグラム以下
窒素含有量	一リットルにつき二〇ミリグラム以下
燐含有量	一リットルにつき三ミリグラム以下

二 当該地域に関し流域別下水道整備総合計画
が定められている場合においては、これと整
合性のとれたものであること。
(生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が
生ずるおそれのない排水施設又は処理施設)

第四条の三 令第五条の八第三号に規定する国土
交通省令で定めるものは、次のいずれかに該当
する排水施設及び処理施設(これらの施設を補
完する施設を含む。)とする。
一 排水管その他の下水が飛散し、及び人が立
ち入るおそれのない構造のもの
二 人が立ち入ることが予定される部分を有す
る場合には、当該部分を流下する下水の上流
端における水質が次に掲げる基準に適合する
もの

イ 令第六条に規定する基準

- ロ 大腸菌が検出されないこと。
- ハ 濁度が二度以下であること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、周辺の土地利用の状況、当該施設に係る下水の水質その他の状況からみて、生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれがないと認められるもの
- 2 前項第二号ロ及びハに規定する基準は、国土交通大臣が定める方法により検定した場合における検出値によるものとする。

（操作規則）

第四条の四 法第七条の二第一項（法第二十五条の三十及び第三十一条において準用する場合を含む。）の操作規則には、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 操作施設の操作の基準に関する事項
- 二 操作施設の操作の方法に関する事項
- 三 操作施設の操作の訓練に関する事項
- 四 操作施設の操作に従事する者の安全の確保に関する事項
- 五 操作施設及び操作施設を操作するため必要な機械、器具等の点検その他の維持に関する事項
- 六 操作施設を操作するため必要な水象の観測に関する事項
- 七 操作施設の操作の際にとるべき措置に関する事項
- 八 その他操作施設の操作に関し必要な事項（公共下水道又は流域下水道の維持又は修繕に関する技術上の基準等）

第四条の五 令第五条の十二第二項第三号に規定する国土交通省令で定める排水施設（次に掲げる箇所及びその周辺に限る。）であつて、コンクリートその他腐食しやすい材料で造られているもの（腐食を防止する措置が講ぜられているものを除く。）とする。

- 一 下水の流路の勾配が著しく変化する箇所又は下水の流路の高低差が著しい箇所
- 二 伏越室の壁その他多量の硫化水素の発生により腐食のおそれ大きい箇所
- 2 令第五条の十二第二項に規定する国土交通省令で定める公共下水道又は流域下水道の維持又は修繕に関する技術上の基準その他必要な事項は、次のとおりとする。
- 一 令第五条の十二第二項第二号の点検は、令第十八条第三号に規定する樋門又は樋管（次

- 号において「樋門等」という。）にあつては、一年に一回以上の適切な頻度で行うこと。
- 二 令第五条の十二第二項第二号の規定による点検（前項に規定する排水施設又は樋門等に係るものに限る。）を行った場合には、次に掲げる事項を記録し、これを次に点検を行うまでの期間保存すること。
- イ 点検の年月日
- ロ 点検を実施した者の氏名
- ハ 点検の結果（樋門等に係る点検についてはその作動状況の確認の結果を含む。）

（公共下水道の供用開始の公示事項）

第五条 法第九条第一項に規定する国土交通省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 供用を開始しようとする排水施設の位置又は分流式の別
- 二 供用を開始しようとする排水施設の合流式（使用開始等の届出）
- 第六条 法第十一条の二第二項（法第二十五条の三十第一項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、別記様式第四による届出書によつてしなければならない。
- 2 法第十一条の二第二項（法第二十五条の三十第一項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、別記様式第五による届出書によつてなければならない。

（終末処理場で処理することが困難な物質の処理施設に係る区域等の公示等）

第七条 令第九条の三第二号及び第九条の九第三号の規定による公示は、当該処理施設による下水の処理を開始しようとするときに、次に掲げる事項について行うものとし、これを表示した図面を当該公共下水道管理者又は当該流域下水道（雨水流域下水道を除く。）の管理者である地方公共団体の事務所において一般の縦覧に供しななければならない。公示した事項を変更しようとするときも、同様とする。

- 一 当該処理施設による下水の処理を開始すべき年月日
- 二 当該処理施設により下水を処理すべき区域
- 三 当該処理施設において処理すべき物質
- 四 当該処理施設の位置及び名称
- （特定施設の設置の届出）
- 第八条 法第十二条の三第一項第七号（法第二十五条の三十第一項において準用する場合を含む。）に規定する国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 公共下水道又は流域下水道（雨水流域下水道を除く。第三項第四号及び第五号において同じ。）に排除される下水の量及び水質
- 二 用水及び排水の系統
- 2 法第十二条の三第一項（法第二十五条の三十第一項において準用する場合を含む。第十一条において同じ。）の規定による届出は、別記様式第六による届出書によつてしなければならない。
- 3 前項の届出書の記載については、次に定めるところによるものとする。

- 一 特定施設の種類については、水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一及びダイオキシン類対策特別措置法施行令（平成十一年政令第四百三十三号）別表第二に掲げる号番号及び施設の名称を記載すること。
- 二 特定施設の構造については、次に掲げる事項を記載すること。

- イ 特定施設の型式、構造、主要寸法及び能力並びに当該特定施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置
- ロ 特定施設に係る工事の着手及び完成の予定年月日並びに特定施設の使用開始の予定年月日
- ハ その他特定施設の構造について参考となるべき事項

- 三 特定施設の使用の方法については、次に掲げる事項を記載すること。
- イ 特定施設の設置場所
- ロ 特定施設を含む操業の系統
- ハ 特定施設の使用時間間隔及び一日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合には、その概要

- ニ 特定施設を含む作業工程において使用する原材料（消耗資材を含む。）の種類、使用方法及び一日当たりの使用量
- ホ 特定施設の使用時において、当該特定施設から排出される汚水の水質（当該特定事業場から排除される下水に係る水質の基準が定められた事項に限る。以下この条において同じ。）の通常の値及び最大の値並びに当該汚水の通常の量及び最大の量
- ヘ その他特定施設の使用の方法について参考となるべき事項

- 四 汚水の処理の方法については、次に掲げる事項を記載すること。

- イ 汚水の処理施設の設置場所
- ロ 汚水の処理施設に係る工事の着手及び完成の予定年月日並びに使用開始の予定年月日
- ハ 汚水の処理施設の種類、型式、構造、主要寸法及び能力並びに汚水の処理の方式
- ニ 汚水の処理の系統
- ホ 汚水の集水及び汚水の処理施設までの導水の方法
- ヘ 汚水の処理施設の使用時間間隔及び一日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合には、その概要
- ト 汚水の処理施設において中和、凝集、酸化その他の反応の用に供する消耗資材の一日当たりの用途別使用量
- チ 汚水の処理施設の使用時における当該汚水の処理施設による処理前及び処理後の汚水の水質の通常の値及び最大の値並びに当該汚水の通常の量及び最大の量
- リ 汚水の処理によつて生ずる残さの種類及び一月間の種類別生成量並びにその処理の方法の概要
- ル 汚水を公共下水道又は流域下水道へ排除する方法（排出口の位置及び数並びに排出先を含む。）
- ル その他汚水の処理の方法について参考となるべき事項

- 五 公共下水道又は流域下水道に排除される水の量及び水質については、次に掲げる事項を記載すること。
- イ 公共下水道又は流域下水道への排出口における下水の通常の量及び最大の値並びに当該下水の水質の通常の値及び最大の値
- ロ その他公共下水道又は流域下水道に排除される下水の量及び水質について参考となるべき事項

- 六 用水及び排水の系統については、当該特定事業場における系統について記載し、用途別用水使用量を付記すること。
- （特定施設の使用の届出）
- 第九条 法第十二条の三第二項及び第三項（法第二十五条の三十第一項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による届出は、別記様式第七による届出書によつてしなければならない。

- 2 前条第三項の規定は、前項の届出書の記載について準用する。

(特定施設の構造等の変更の届出)
第十條 法第十二條の四(法第二十五條の三十第一項において準用する場合を含む。次条において同じ。)の規定による届出は、別記様式第八による届出書によつてしなければならない。

2 第八條第三項の規定は、前項の届出書の記載について準用する。
(受理書)

第十一條 公共下水道管理者又は流域下水道(雨水流域下水道を除く。)の管理者は、法第十二條の第三項又は法第十二條の四の規定による届出を受理したときは、別記様式第九による受理書を当該届出をした者に交付するものとする。
(氏名の変更等の届出)

第十二條 法第十二條の七(法第二十五條の三十第一項において準用する場合を含む。)の規定による届出は、法第十二條の三第一項第一号又は第二号(法第二十五條の三十第一項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)に掲げる事項の変更に係る場合にあつては別記様式第十による届出書によつて、特定施設の使用の廃止に係る届出にあつては別記様式第十一による届出書によつてしなければならない。
(承継の届出)

第十三條 法第十二條の八第三項(法第二十五條の三十第一項において準用する場合を含む。)の規定による届出は、別記様式第十二による届出書によつてしなければならない。
(届出書の提出部数)

第十四條 法第十二條の三、第十二條の四、第十二條の七又は第十二條の八第三項の規定による届出は、流域下水道(雨水流域下水道を除く。)に接続する公共下水道の管理者に対して行うときは、届出書の正本にその写し一通を添えてしなければならない。
(水質の測定等)

第十五條 法第十二條の十二(法第二十五條の三十第一項において準用する場合を含む。)の規定による水質の測定及びその結果の記録は、次に定めるところにより行うものとする。
一 水質の測定は、下水の水質の検定方法等に関する省令(昭和三十七年厚生省・建設省令第一号)に規定する検定の方法により行うこと。

二 前号の測定は、温度又は水素イオン濃度については排水の期間中一日一回以上、生物化

学的酸素要求量については十四日を超えない排水の期間ごとに一回以上、ダイオキシソ類については一年を超えない排水の期間ごとに一回以上、その他の測定項目については七日を超えない排水の期間ごとに一回以上行うこと。ただし、公共下水道管理者又は流域下水道(雨水流域下水道を除く。以下この号及び第四号において同じ。)の管理者は、公共下水道又は流域下水道の終末処理場の能力、排水の量又は水質等を勘案してダイオキシソ類以外の測定項目の測定回数につき、別の定めをすることができる。

三 第一号の測定のための試料は、測定しようとする下水の水質が最も悪いと推定される時刻に、水深の中層部から採取しなければならない。
四 第一号の測定は、公共下水道又は流域下水道への排出口ごとに、公共下水道又は流域下水道に流入する直前で、公共下水道又は流域下水道による影響の及ばない地点で行うこと。

五 前各号の測定の結果は、別記様式第十三による水質測定記録表により記録し、その記録を五年間保存すること。
(証明書の様式)

第十六條 法第十三條第二項(法第二十五條の三十第一項において準用する場合を含む。)の証明書の様式は、別記様式第十四とする。
(公共下水道又は流域下水道の設計又は工事の監督管理を行う者の資格)

第十七條 令第十五條第十号に規定する同条第一号から第九号までに規定する者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者は、次に掲げる者とする。
一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学(短期大学を除く。次号において同じ。)の大学院に五年以上在学して下水道工学に関する単位を含む所定の単位を修得した者であつて、イ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定めるもの

イ 計画設計を行わせる場合 二年以上下水道、上水道、工業用水道、河川、道路その他国土交通大臣が定める施設(以下この条において「下水道等」という。)に関する技術上の実務に従事し、かつ、一年以上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

ロ 実施設計(計画設計に基づく具体的な設計をいう。)又は工事の監督管理を行わせる場合 六月以上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
二 学校教育法による大学の大学院若しくは専攻科又は旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学の大学院若しくは研究科に一年以上在学して下水道工学に関する課程を専攻した者であつて、イからハまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからハまでに定めるもの

イ 計画設計を行わせる場合 四年以上下水道等に関する技術上の実務に従事し、かつ、二年以上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
ロ 処理施設又はポンプ施設に係る監督管理等を行わせる場合 一年以上下水道等に関する技術上の実務に従事し、かつ、六月以上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

ハ 排水施設に係る監督管理等を行わせる場合 六月以上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
三 学校教育法による短期大学の専攻科に一年以上在学して下水道工学に関する課程を専攻した者であつて、イからハまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからハまでに定めるもの

イ 計画設計を行わせる場合 七年以上下水道等に関する技術上の実務に従事し、かつ、三年六月以上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
ロ 処理施設又はポンプ施設に係る監督管理等を行わせる場合 四年以上下水道等に関する技術上の実務に従事し、かつ、二年以上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

ハ 排水施設に係る監督管理等を行わせる場合 二年以上下水道等に関する技術上の実務に従事し、かつ、一年以上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
四 学校教育法による専修学校又は各種学校の下水道工学に関する修業年限二年以上の課程で国土交通大臣が指定したものを修めて卒業した者であつて、イからハまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからハまでに定めるもの

イ 計画設計を行わせる場合 八年以上下水道等に関する技術上の実務に従事し、かつ、四年以上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
ロ 処理施設又はポンプ施設に係る監督管理等を行わせる場合 五年以上下水道等に関する技術上の実務に従事し、かつ、二年六月以上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

ハ 排水施設に係る監督管理等を行わせる場合 二年六月以上下水道等に関する技術上の実務に従事し、かつ、一年六月以上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であつて、国土交通大臣が指定した講習を修了したもの
イ 処理施設又はポンプ施設に係る監督管理等を行わせる場合 五年以上下水道等に関する技術上の実務に従事し、かつ、二年六月以上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であつて、国土交通大臣が指定した講習を修了したもの

イ 計画設計を行わせる場合 八年以上下水道等に関する技術上の実務に従事し、かつ、四年以上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
ロ 処理施設又はポンプ施設に係る監督管理等を行わせる場合 五年以上下水道等に関する技術上の実務に従事し、かつ、二年六月以上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

ハ 排水施設に係る監督管理等を行わせる場合 二年六月以上下水道等に関する技術上の実務に従事し、かつ、一年六月以上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
五 外国の学校において、令第十五條第一号から第四号まで及び前各号に規定する学科目、課程又は単位に相当するものを当該各号に規定する程度と同等以上に修めて卒業し、専攻し、又は修得した者であつて、当該各号に規定する場合の区分に応じ当該各号に規定する期間下水道等及び下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

六 前各号に掲げる者のほか、イ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める者
イ 処理施設又はポンプ施設に係る監督管理等を行わせる場合 五年以上下水道等に関する技術上の実務に従事し、かつ、二年六月以上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であつて、国土交通大臣が指定した講習を修了したもの

ロ 排水施設に係る監督管理等を行わせる場合 二年六月以上下水道等に関する技術上の実務に従事し、かつ、一年六月以上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であつて、国土交通大臣が指定した講習を修了したもの
第十七條の二 令第十七條の四第二号イに規定する国土交通省令で定める排水設備の設置及び構造に関する事項は、雨水貯留槽、雨水浸透ます等の性能又は仕様及び数量とする。
(管理協定の基準)

第十七條の三 法第二十五條の五第二項第二号(法第二十五條の八において準用する場合を含む。)に規定する国土交通省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

イ 処理施設又はポンプ施設に係る監督管理等を行わせる場合 五年以上下水道等に関する技術上の実務に従事し、かつ、二年六月以上下水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者であつて、国土交通大臣が指定した講習を修了したもの
ロ 排水設備の設置及び構造に関する事項(法第二十五條の五第二項第二号(法第二十五條の八において準用する場合を含む。)に規定する国土交通省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一 協定雨水貯留施設の管理の方法に関する事項は、協定雨水貯留施設の維持修繕その他協定雨水貯留施設の適切な管理に必要な事項について定めること。

二 管理協定の有効期間は、五年以上五十年以下とすること。

三 管理協定に違反した場合の措置は、違反した者に対して不当に重い負担を課するものではないこと。

（管理協定の縦覧に係る公告）
第十七条の四 法第二十五条の六第一項（法第二十五条の八において準用する場合を含む。）の規定による公告は、次に掲げる事項について、都道府県又は市町村の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。

- 一 管理協定の名称
- 二 協定雨水貯留施設の名称（その属する施設がある場合は、その属する施設の名称及び協定雨水貯留施設の部分）
- 三 管理協定の有効期間
- 四 管理協定の縦覧場所

（管理協定の締結等の公示）
第十七条の五 前条の規定は、法第二十五条の七（法第二十五条の八において準用する場合を含む。）の規定による公示について準用する。

（雨水貯留浸透施設整備計画の認定の申請）
第十七条の六 法第二十五条の十第一項の認定の申請は、別記様式第十五の申請書を公共下水道管理者に提出して行うものとする。

- 2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。
 - 一 雨水貯留浸透施設の位置図、平面図、縦断面図、横断面図及び構造図
 - 二 雨水貯留浸透施設の設置に要する費用の額を証する書類
 - 三 雨水貯留浸透施設の設置の工事の工程表
- 3 前項第一号に掲げる位置図は、縮尺二千五百分の一以上とし、雨水貯留浸透施設の位置を示したものでなければならない。
- 4 第二項第一号に掲げる構造図は、縮尺五百分の一以上とし、雨水貯留浸透施設の流入口及び放流口の構造を表示したものでなければならない。

（雨水貯留浸透施設整備計画の記載事項）
第十七条の七 法第二十五条の十第二項第六号の国土交通省令で定める事項は、雨水貯留浸透施設の設置の工事の実施時期とする。

（雨水貯留浸透施設の規模）
第十七条の八 法第二十五条の十一第一号の国土交通省令で定める規模は、雨水を貯留する容量が三十立方メートルのものとする。ただし、その地方の浸水被害の発生状況又は自然的社会的条件の特殊性を勘案し、当該浸水被害対策区域における浸水被害の発生を防止するため特に必要があると認められる場合においては、公共下水道管理者は、当該規模について、規則で、区域を限り、雨水を貯留する容量を〇・一立方メートル以上三十立方メートル未満の範囲内で、別に定めることができる。

（雨水貯留浸透施設の構造及び設備の基準）
第十七条の九 法第二十五条の十一第二号の国土交通省令で定める構造及び設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる機能を維持することができる構造であること。
- 二 雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる機能を維持するために必要な設備を備えたものであること。

（雨水貯留浸透施設の管理の方法の基準）
第十七条の十 法第二十五条の十一第四号の国土交通省令で定める管理の方法の基準は次のとおりとする。

- 一 雨水貯留浸透施設が有する雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる機能を維持するための点検が、適切な頻度で、目視その他適切な方法により行われるものであること。
- 二 前号の点検により雨水貯留浸透施設の損傷、腐食その他の劣化その他の異状があることが明らかとなった場合に、補修その他必要な措置が講じられるものであること。
- 三 雨水貯留浸透施設の修繕が計画的に行われるものであること。

（雨水貯留浸透施設の管理の期間）
第十七条の十一 法第二十五条の十一第五号の国土交通省令で定める期間は、十年とする。ただし、その地方の浸水被害の発生状況又は自然的社会的条件の特殊性を勘案し、当該浸水被害対策区域における浸水被害の発生を防止を図るため特に必要があると認める場合においては、公共下水道管理者は、十年を超え五十年以下の範囲内で、その期間を別に定めることができる。（軽微な変更）

（雨水貯留浸透施設の設置の工事の実施時期の変更）
第十七条の十二 法第二十五条の十三第一項の国土交通省令で定める軽微な変更は、雨水貯留浸透施設の設置の工事の実施時期の変更のうち、工事の着手又は完了の予定年月日の同一会計年度内の変更とする。

（流域下水道に係る事業計画の届出）
第十七条の十三 都道府県である流域下水道管理者は、法第二十五条の二十三第五項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定により事業計画を届け出ようとするときは、届出書に事業計画を記載した書類（事業計画の変更を届け出ようとするときは、その変更の内容を明らかにする書類）を添付し、これを国土交通大臣に提出しなければならない。

（流域下水道に係る事業計画の記載方法等）
第十八条 法第二十五条の二十四に規定する事業計画は、別記様式第十六の事業計画書並びに次に掲げる書類及び図面により明らかにしなければならない。

- 一 下水道計画一般図
 - 二 計画降雨浸水防止区域図
 - 三 排水施設（雨水流域下水道の雨水の流量を調節するための施設を除く。）の平面図及び縦断面図
 - 四 雨水流域下水道の雨水の流量を調節するための施設、処理施設及びポンプ施設の平面図、水位関係図及び構造図
 - 五 下水の放流先の状況を明らかにする図面
 - 六 その他事業計画を明らかにするために必要な書類及び図面
- 第十九条** 法第二十五条の二十六に規定する国土交通省令で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。
- 一 流域関連公共下水道により下水を排除又は処理すべき区域
 - 二 供用又は処理を開始しようとする排水施設の位置
 - 三 供用又は処理を開始しようとする排水施設の合流式又は分流式の別
- 第二十条** 都市下水道台帳は、調書及び図面をもつて組成するものとする。
- 2 調書には、都市下水道につき、少なくとも次の各号に掲げる事項を記載するものとする。
- 一 集水区域の面積及び集水区域内の地名
 - 二 管渠及び吐口の位置並びに下水の放流先の名称
 - 三 管渠（取付管渠を除く。以下同じ。）の延長並びにマンホール（雨水吐室及び伏越室を含む。以下同じ。）汚水ます及び雨水ますの位置、構造及び能力
 - 四 処理施設の位置、敷地の面積、構造及び能力
 - 五 ポンプ施設の位置、敷地の面積、構造及び能力
 - 六 法第二十九条第一項の許可を受け、又は法第四十一条の協議に基づき設けられた施設又は工作物その他の物件（仮設のものを除く。以下同じ。）に関する次に掲げる事項
 - イ 名称、位置及び構造
 - ロ 設置者の氏名及び住所
 - ハ 設置の期間
- 図面は、一般図及び施設平面図とし、都市下水道につき、次の各号により調製するものとする。
- 一 一般図は、次に掲げる事項を記載した縮尺一万分の一未満五万分の一以上の地形図とすること。
 - イ 市区町村名及びその境界線
 - ロ 集水区域の境界線
 - ハ 管渠及び吐口の位置並びに下水の放流先の名称
 - ニ 処理施設及びポンプ施設の位置及び名称
 - ホ 方位、縮尺、凡例及び調製の年月日
 - 二 施設平面図は、次に掲げる事項を記載した縮尺六百分の一の平面図とすること。
 - イ 前号イ及びロに掲げる事項
 - ロ 管渠の位置、形状、内のり寸法、勾配、区間距離及び管渠底高並びに下水の流れの方向
 - ハ 取付管渠の位置、形状、内のり寸法及び延長
 - ニ マンホールの位置、種類及び内のり寸法
 - ホ 汚水ます及び雨水ますの位置及び種類
 - ヘ ランプホールの位置
 - ト 吐口の位置並びに下水の放流先の名称並びにその高水位、低水位及び平均水位
 - チ 排水施設に接続する道路の側溝、公共溝渠等（ル）に掲げる施設又は工作物その他の物件を除く。）の位置、形状、内のり寸法及び名称
 - リ 処理施設及びポンプ施設の名称及び敷地の境界線
 - ヌ 処理施設及びポンプ施設の敷地内の主要な施設の位置、形状、寸法、水位及び名称

- 3 図面は、一般図及び施設平面図とし、都市下水道につき、次の各号により調製するものとする。
 - 一 一般図は、次に掲げる事項を記載した縮尺一万分の一未満五万分の一以上の地形図とすること。
 - イ 市区町村名及びその境界線
 - ロ 集水区域の境界線
 - ハ 管渠及び吐口の位置並びに下水の放流先の名称
 - ニ 処理施設及びポンプ施設の位置及び名称
 - ホ 方位、縮尺、凡例及び調製の年月日
 - 二 施設平面図は、次に掲げる事項を記載した縮尺六百分の一の平面図とすること。
 - イ 前号イ及びロに掲げる事項
 - ロ 管渠の位置、形状、内のり寸法、勾配、区間距離及び管渠底高並びに下水の流れの方向
 - ハ 取付管渠の位置、形状、内のり寸法及び延長
 - ニ マンホールの位置、種類及び内のり寸法
 - ホ 汚水ます及び雨水ますの位置及び種類
 - ヘ ランプホールの位置
 - ト 吐口の位置並びに下水の放流先の名称並びにその高水位、低水位及び平均水位
 - チ 排水施設に接続する道路の側溝、公共溝渠等（ル）に掲げる施設又は工作物その他の物件を除く。）の位置、形状、内のり寸法及び名称
 - リ 処理施設及びポンプ施設の名称及び敷地の境界線
 - ヌ 処理施設及びポンプ施設の敷地内の主要な施設の位置、形状、寸法、水位及び名称

ル 法第二十九条第一項の許可を受け、又は法第四十一条の協議に基づき設けられた施設又は工作物その他の物件の位置及び名称ヲ 附近の道路、河川、鉄道等の位置

4 調査及び図面の記載事項に変更があつたときは、すみやかに、これを訂正しなければならぬ。

(証明書の様式)

第二十一条 法第三十二条第五項の証明書の様式は、別記様式第十七とする。

(損失補償の裁決申請書の様式)

第二十二條 令第二十四条に規定する国土交通省令で定める様式は、別記様式第十八とする。

(権限の委任)

第二十三條 法に規定する国土交通大臣の権限のうち、第一号に掲げるものは地方整備局長に、第二号から第七号までに掲げるものは地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、第六号及び第七号に掲げる権限については、国土交通大臣が自ら行うことを妨げない。

一 法第二十条の第二十項(同条第十二項において準用する場合を含む。)の規定により流域別下水道整備総合計画の届出を受理し、及び同条第十一項(同条第十二項において準用する場合を含む。)の規定により環境大臣に通知すること(二以上の地方整備局の管轄区域にわたる水系に係る河川その他の公共の水域又は二以上の地方整備局の管轄区域における汚水により水質の汚濁が生じる海域の全部又は一部についての流域別下水道整備総合計画に係る場合を除く。)

二 法第四條第二項(同条第六項において準用する場合を含む。)の規定により事業計画について協議し、及び同条第三項(同条第六項において準用する場合を含む。)の規定により環境大臣の意見を聴くこと。

三 法第四條第四項(同条第六項において準用する場合を含む。)の規定による届出を受理し、及び同条第五項(同条第六項において準用する場合を含む。)の規定により環境大臣に通知すること。

四 法第二十五条の二十三第二項(同条第七項において準用する場合を含む。)の規定により事業計画について協議し、及び同条第四項(同条第七項において準用する場合を含む。)の規定により環境大臣の意見を聴くこと。

五 法第二十五条の二十三第五項(同条第七項において準用する場合を含む。)の規定によ

る届出を受理し、及び同条第六項(同条第七項において準用する場合を含む。)の規定により環境大臣に通知すること。

六 法第三十七條第一項又は第二項の規定により指示をすること。

七 法第三十九條第一項の規定により必要な報告を徴すること。

附則

1 この省令は、公布の日から施行する。

(権限の委任に関する特例)

2 法第二十条の第二項の規定により流域別下水道整備総合計画を定めることとされている公共の水域又は海域(二以上の地方整備局の管轄区域にわたる水系に係る河川その他の公共の水域又は二以上の地方整備局の管轄区域における汚水により水質の汚濁が生じる海域に限る。)の全部又は一部について流域別下水道整備総合計画が定められていない場合において、当該流域別下水道整備総合計画が定められていない地域における下水道については、当該流域別下水道整備総合計画が定められるまでの間、同条各号別記以外の部分中「第二号から第七号までに」とあるのは、「第六号及び第七号までに」とする。

附則

第二一号 (昭和四六年一〇月九日建設省令)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和四八年一二月二五建設省令)

この省令は、公布の日から施行する。

附則

第二二号 (昭和四九年八月二〇日建設省令)

この省令は、公布の日から施行する。

附則

第一六号 (昭和五〇年一〇月九日建設省令)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五二年三月二五建設省令)

この省令は、公布の日から施行する。

附則

第二号 (施行期日)

この省令中、第一条及び次項の規定は公布の日から、第二条の規定は下水道整備緊急措置法及び下水道法の一部を改正する法律(昭和五十一年法律第二十九号)第二条、附則第二条及び附則第三条の規定の施行の日(昭和五十二年五月一日)から施行する。

1 この省令中、第一条及び次項の規定は公布の日から、第二条の規定は下水道整備緊急措置法及び下水道法の一部を改正する法律(昭和五十一年法律第二十九号)第二条、附則第二条及び附則第三条の規定の施行の日(昭和五十二年五月一日)から施行する。

(流域別下水道整備総合計画の経過措置)

2 第一条の規定による改正後の下水道法施行規則第一条及び第一条の二の規定は、第一条の施行の日以後に建設大臣に対して承認の申請がなされる流域別下水道整備総合計画から適用し、同日前に申請がなされた流域別下水道整備総合計画については、なお従前の例による。

附則 (昭和六〇年一二月二五建設省令)

この省令は、昭和六十一年一月十五日から施行する。

附則

第三号 (平成元年三月二七日建設省令)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成元年四月二〇日建設省令)

この省令は、平成元年十月一日から施行する。

附則 (平成三年六月一四日建設省令)

この省令は、公布の日から施行する。

附則 (平成五年一二月一一日建設省令)

この省令は、平成五年十月一日から施行する。

附則 (平成一七年一〇月二六日国土交通省令)

この省令は、平成一七年四月一日から施行する。

附則 (平成一六年三月一一日建設省令)

この省令は、平成一六年四月一日から施行する。

附則 (平成一三年六月二五日国土交通省令)

この省令は、平成一三年七月一日から施行する。

附則 (平成一二年一二月二〇日建設省令)

この省令は、平成一二年一月二〇日建設省令第四一號)抄

附則 (平成一二年一二月二七日建設省令)

この省令は、ダイオキシン類対策特別措置法(平成十一年法律第五五号)の施行の日(平成十二年一月十五日)から施行する。

附則 (平成一二年一月三十一日建設省令)

この省令は、平成一二年四月一日から施行する。

の施行の日（平成二十四年四月一日）から施行する。

附則（平成二十四年五月二三日国土交通省令第五号）
この省令は、平成二十四年五月二十五日から施行する。

附則（平成二十七年七月一七日国土交通省令第五四号）
（施行期日）
第一条 この省令は、水防法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年七月十九日）から施行する。

（下水道法施行規則の一部改正に伴う経過措置）
第二条 第二条の規定による改正後の下水道法施行規則第一条の規定は、この省令の施行の日以後に定め、又は変更される流域別下水道整備総合計画から適用し、同日前に定め、又は変更された流域別下水道整備総合計画については、なお従前の例による。

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の別記様式第一により使用されている書類は、この省令による改正後の別記様式第一によるものとみなす。

3 別記様式第一による流域別下水道整備総合計画書の様式については、平成二十八年三月三十一日までの間は、なお従前の例によることとする。

附則（平成二十七年一〇月二二日国土交通省令第七五号）
この省令は、平成二十七年十月二十一日から施行する。

附則（平成二十七年一月一三日国土交通省令第七八号）
この省令は、水防法等の一部を改正する法律の一部の施行の日（平成二十七年十一月十九日）から施行する。

附則（令和元年五月七日国土交通省令第一号）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（令和元年六月二八日国土交通省令第二〇号）
この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附則（令和二年一二月二三日国土交通省令第九八号）
（施行期日）

1 この省令は、令和三年一月一日から施行する。
（経過措置）
2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則（令和三年七月一四日国土交通省令第四八号）
この省令は、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和三年七月十五日）から施行する。

附則（令和三年一〇月二九日国土交通省令第六九号）
（施行期日）
1 この省令は、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行の日（令和三年十一月一日）から施行する。ただし、第五条の規定は、都市計画法施行令の一部を改正する政令（令和三年政令第二百九十七号）の施行の日（令和四年四月一日）から施行する。

2 この省令の施行の際現にある第一条又は第四条の規定による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附則（令和四年八月一九日国土交通省令第六二号）
この省令は、令和四年八月二十日から施行する。

附則（令和六年三月一三日国土交通省令第二〇号）
この省令は、下水道法施行令の一部を改正する政令の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。

別記様式第一（第一条関係）

流域別下水道整備総合計画書
国名 日本国
都道府県 東京都
市区町村 東京都目黒区
計画年度 令和六年度
計画期間 令和六年度
計画区域 目黒区全域
計画内容 目黒区全域の下水道整備
計画の趣旨 目黒区全域の下水道整備を促進し、水質汚濁の防止を図る。
計画の目標 目黒区全域の下水道整備を促進し、水質汚濁の防止を図る。
計画の重点 目黒区全域の下水道整備を促進し、水質汚濁の防止を図る。
計画の進捗 目黒区全域の下水道整備を促進し、水質汚濁の防止を図る。
計画の成果 目黒区全域の下水道整備を促進し、水質汚濁の防止を図る。

別記様式第一（第一条関係）
表1 流域別下水道整備総合計画書の構成
表2 流域別下水道整備総合計画書の記載事項
表3 流域別下水道整備総合計画書の記載事項
表4 流域別下水道整備総合計画書の記載事項
表5 流域別下水道整備総合計画書の記載事項
表6 流域別下水道整備総合計画書の記載事項
表7 流域別下水道整備総合計画書の記載事項
表8 流域別下水道整備総合計画書の記載事項
表9 流域別下水道整備総合計画書の記載事項
表10 流域別下水道整備総合計画書の記載事項
表11 流域別下水道整備総合計画書の記載事項
表12 流域別下水道整備総合計画書の記載事項
表13 流域別下水道整備総合計画書の記載事項
表14 流域別下水道整備総合計画書の記載事項
表15 流域別下水道整備総合計画書の記載事項
表16 流域別下水道整備総合計画書の記載事項
表17 流域別下水道整備総合計画書の記載事項
表18 流域別下水道整備総合計画書の記載事項
表19 流域別下水道整備総合計画書の記載事項
表20 流域別下水道整備総合計画書の記載事項
表21 流域別下水道整備総合計画書の記載事項
表22 流域別下水道整備総合計画書の記載事項
表23 流域別下水道整備総合計画書の記載事項
表24 流域別下水道整備総合計画書の記載事項
表25 流域別下水道整備総合計画書の記載事項
表26 流域別下水道整備総合計画書の記載事項
表27 流域別下水道整備総合計画書の記載事項
表28 流域別下水道整備総合計画書の記載事項
表29 流域別下水道整備総合計画書の記載事項
表30 流域別下水道整備総合計画書の記載事項
表31 流域別下水道整備総合計画書の記載事項
表32 流域別下水道整備総合計画書の記載事項
表33 流域別下水道整備総合計画書の記載事項
表34 流域別下水道整備総合計画書の記載事項
表35 流域別下水道整備総合計画書の記載事項
表36 流域別下水道整備総合計画書の記載事項
表37 流域別下水道整備総合計画書の記載事項
表38 流域別下水道整備総合計画書の記載事項
表39 流域別下水道整備総合計画書の記載事項
表40 流域別下水道整備総合計画書の記載事項
表41 流域別下水道整備総合計画書の記載事項
表42 流域別下水道整備総合計画書の記載事項
表43 流域別下水道整備総合計画書の記載事項
表44 流域別下水道整備総合計画書の記載事項
表45 流域別下水道整備総合計画書の記載事項
表46 流域別下水道整備総合計画書の記載事項
表47 流域別下水道整備総合計画書の記載事項
表48 流域別下水道整備総合計画書の記載事項
表49 流域別下水道整備総合計画書の記載事項
表50 流域別下水道整備総合計画書の記載事項
表51 流域別下水道整備総合計画書の記載事項
表52 流域別下水道整備総合計画書の記載事項
表53 流域別下水道整備総合計画書の記載事項
表54 流域別下水道整備総合計画書の記載事項
表55 流域別下水道整備総合計画書の記載事項
表56 流域別下水道整備総合計画書の記載事項
表57 流域別下水道整備総合計画書の記載事項
表58 流域別下水道整備総合計画書の記載事項
表59 流域別下水道整備総合計画書の記載事項
表60 流域別下水道整備総合計画書の記載事項
表61 流域別下水道整備総合計画書の記載事項
表62 流域別下水道整備総合計画書の記載事項
表63 流域別下水道整備総合計画書の記載事項
表64 流域別下水道整備総合計画書の記載事項
表65 流域別下水道整備総合計画書の記載事項
表66 流域別下水道整備総合計画書の記載事項
表67 流域別下水道整備総合計画書の記載事項
表68 流域別下水道整備総合計画書の記載事項
表69 流域別下水道整備総合計画書の記載事項
表70 流域別下水道整備総合計画書の記載事項
表71 流域別下水道整備総合計画書の記載事項
表72 流域別下水道整備総合計画書の記載事項
表73 流域別下水道整備総合計画書の記載事項
表74 流域別下水道整備総合計画書の記載事項
表75 流域別下水道整備総合計画書の記載事項
表76 流域別下水道整備総合計画書の記載事項
表77 流域別下水道整備総合計画書の記載事項
表78 流域別下水道整備総合計画書の記載事項
表79 流域別下水道整備総合計画書の記載事項
表80 流域別下水道整備総合計画書の記載事項
表81 流域別下水道整備総合計画書の記載事項
表82 流域別下水道整備総合計画書の記載事項
表83 流域別下水道整備総合計画書の記載事項
表84 流域別下水道整備総合計画書の記載事項
表85 流域別下水道整備総合計画書の記載事項
表86 流域別下水道整備総合計画書の記載事項
表87 流域別下水道整備総合計画書の記載事項
表88 流域別下水道整備総合計画書の記載事項
表89 流域別下水道整備総合計画書の記載事項
表90 流域別下水道整備総合計画書の記載事項
表91 流域別下水道整備総合計画書の記載事項
表92 流域別下水道整備総合計画書の記載事項
表93 流域別下水道整備総合計画書の記載事項
表94 流域別下水道整備総合計画書の記載事項
表95 流域別下水道整備総合計画書の記載事項
表96 流域別下水道整備総合計画書の記載事項
表97 流域別下水道整備総合計画書の記載事項
表98 流域別下水道整備総合計画書の記載事項
表99 流域別下水道整備総合計画書の記載事項
表100 流域別下水道整備総合計画書の記載事項

(参考)

分業式の出下米連立関係の図式	分業式の出下米連立関係の図式	分業式の出下米連立関係の図式	分業式の出下米連立関係の図式
分業式の出下米連立関係の図式	分業式の出下米連立関係の図式	分業式の出下米連立関係の図式	分業式の出下米連立関係の図式

様式第二(第四関係図)

(表題)

出下米連立関係図	出下米連立関係図
----------	----------

関係は、日本産業株式会社を標準とし、以下の各条において説明するところ。

(構成)

分業式の出下米連立関係	分業式の出下米連立関係
分業式の出下米連立関係	分業式の出下米連立関係

備考

- 分業式の出下米連立関係については、関係は、日本産業株式会社を標準とし、以下の各条において説明するところ。
- 「分業式の出下米連立関係」の構成は、日本産業株式会社を標準とし、以下の各条において説明するところ。
- 「分業式の出下米連立関係」の構成は、日本産業株式会社を標準とし、以下の各条において説明するところ。
- 「分業式の出下米連立関係」の構成は、日本産業株式会社を標準とし、以下の各条において説明するところ。

様式第二(第四関係図)

(表題)

分業式の出下米連立関係	分業式の出下米連立関係
分業式の出下米連立関係	分業式の出下米連立関係

備考

- 分業式の出下米連立関係については、関係は、日本産業株式会社を標準とし、以下の各条において説明するところ。
- 「分業式の出下米連立関係」の構成は、日本産業株式会社を標準とし、以下の各条において説明するところ。

(構成)

分業式の出下米連立関係	分業式の出下米連立関係
分業式の出下米連立関係	分業式の出下米連立関係

備考

- 分業式の出下米連立関係については、関係は、日本産業株式会社を標準とし、以下の各条において説明するところ。
- 「分業式の出下米連立関係」の構成は、日本産業株式会社を標準とし、以下の各条において説明するところ。

(表題)

分業式の出下米連立関係	分業式の出下米連立関係
分業式の出下米連立関係	分業式の出下米連立関係

備考

- 「分業式の出下米連立関係」の構成は、日本産業株式会社を標準とし、以下の各条において説明するところ。
- 分業式の出下米連立関係については、関係は、日本産業株式会社を標準とし、以下の各条において説明するところ。
- 「分業式の出下米連立関係」の構成は、日本産業株式会社を標準とし、以下の各条において説明するところ。
- 「分業式の出下米連立関係」の構成は、日本産業株式会社を標準とし、以下の各条において説明するところ。

(構成)

分業式の出下米連立関係	分業式の出下米連立関係
分業式の出下米連立関係	分業式の出下米連立関係

区分	代表者								

備考
 分体式の附属下水道（雨水附属下水道を除く。）については、所在地に係るポンプ施設と雨水に接続する施設とが同一である。雨水附属下水道については、所在地に係るポンプ施設と雨水に接続する施設とが異なる。分体式の附属下水道に係るポンプ施設の記載については、調査中「附属下水道施設」とあるのは「附属下水道施設」とする。

区分	代表者								

備考
 1. この数は、設置は義務を有しは該当する附属下水道について記載すること。
 2. 分体式の附属下水道については、所在地に係る附属施設と雨水に接続する附属施設とが同一であること。分体式の附属下水道に係る附属施設の記載については、調査中「附属下水道施設」とあるのは「附属下水道施設」とする。
 3. 「附属」の欄は、当該附属施設を管理する目的を記載すること。

区分	代表者								

備考
 1. この数は、設置は義務を有しは該当する附属下水道について記載すること。
 2. 「雨水処理施設」は、設置義務を有する雨水の処理を判断するための施設を指す。
 3. 「雨水処理施設の種類」の欄は、曝、オゾン、紫外線照射等を記載すること。
 4. 「附属」の欄は、当該雨水処理施設を管理する目的を記載すること。

区分	代表者								

備考
 1. この数は、雨水附属下水道について記載すること。
 2. 「雨水処理施設の種類」は、設置義務を有する雨水の処理を判断するための施設を指す。
 3. 「雨水処理施設の種類」の欄は、曝、オゾン、紫外線照射等を記載すること。
 4. 「附属」の欄は、当該雨水処理施設を管理する目的を記載すること。

様式第十七（第二十一条関係）

様式第十七（第二十一条関係）

(表)

区分	代表者								

備考
 1. この数は、雨水附属下水道について記載すること。
 2. 「雨水処理施設の種類」は、設置義務を有する雨水の処理を判断するための施設を指す。
 3. 「雨水処理施設の種類」の欄は、曝、オゾン、紫外線照射等を記載すること。
 4. 「附属」の欄は、当該雨水処理施設を管理する目的を記載すること。

様式第十八（第二十二条関係）

様式第十八（第二十二条関係）

様式第十八（第二十二条関係）

区分	代表者								

備考
 1. 雨水処理施設の種類（雨水処理施設の種類）の欄は、設置義務を有する雨水の処理を判断するための施設を指す。
 2. 「雨水処理施設の種類」の欄は、曝、オゾン、紫外線照射等を記載すること。
 3. 「附属」の欄は、当該雨水処理施設を管理する目的を記載すること。
 4. 「雨水処理施設の種類」の欄は、曝、オゾン、紫外線照射等を記載すること。
 5. 「附属」の欄は、当該雨水処理施設を管理する目的を記載すること。